

第 74 回国民体育大会山形県予選会 兼第 46 回東北総合体育大会山形県予選会 馬 術 競 技 実 施 要 項

1. 期 日 令和元年 6 月 15 日(土)～16 日(日)
2. 会 場 仙台市海岸公園馬術場(仙台市若林区土井沼向1)
3. 主 催 公益財団法人 山形県体育協会 山形県教育委員会 上山市体育協会 山形県高等学校体育連盟
4. 主 管 山形県馬術連盟
5. 協 力 宮城県馬術連盟
6. 競技種別・種目及び実施基準

本競技会は、「日本馬術連盟競技会規程」(最新版)、「国体馬術競技規程」〔日馬連ホームページに掲載〕を適用する。各種目の実施基準は下表のとおりとする。

- (1) 競技種目は、「2019 年宮城県民体育大会馬術競技会兼国民体育大会宮城県予選会」(以下、「宮城県予選会」という)における競技種目を第 46 回国民体育大会馬術競技山形県予選対象種目として設定し、当該成績を国体県予選の成績として採用する。
- (2) 同一種目には、同一馬一回限りの出場とする。ただし、同一馬に男女の選手が騎乗する場合には各一回ずつ出場できる。
- (3) 各種目において、申込みが 1 名のみであった場合でも、出場した場合に限り競技成立とみなす。
- (4) 参加申込み締切日以後の追加申し込みは受け付けない。

区分	種 目 名	実 施 基 準	対象種別
馬場馬術競技	セントジョージ賞典馬場馬術競技	FEI 制定のセントジョージ賞典馬場馬術課目 2009	・成年男子 ・成年女子
	ジュニアライダー個人競技馬場馬術競技	FEI 制定のジュニアライダー個人競技馬場馬術課目 2009	・少 年
障害飛越競技	中障害飛越競技 D	JEF規程基準表 A、238 条 2.1 適用する。高さ 1.10m以下、幅 1.30m以下、13 障害以内、全長 600m未満とする。	・成年女子 ・少 年
	中障害飛越競技 B	JEF規程基準表 A、238 条 2.1 適用する。高さ 1.30m以下、幅 1.50m以下、13 障害以内、全長 600m未満とする。	・成年男子

7. 競技日程

- 令和元年 6 月 15 日(土) 第 1 競技 セントジョージ賞典馬場馬術競技(※宮城県予選会の第 3 競技)
第 2 競技 ジュニアライダー個人競技馬場馬術競技
(※宮城県予選会の第 4 競技)
- 令和元年 6 月 16 日(日) 第 3 競技 中障害飛越競技 D(※宮城県予選会の第 11 競技)
第 4 競技 中障害飛越競技 B(※宮城県予選会の第 11 競技終了後実施)

8. 表 彰

各競技の対象種別ごとに第 1 位の選手にメダルと賞状を、2 位、3 位の選手には賞状を授与する。

9. 第 74 回国民体育大会並びに第 46 回東北総合体育大会の出場人馬

- (1) 第 46 回東北総合体育大会の出場人馬は、大会終了後の選手選考会において決定する。ただし、次項に定める参加資格に該当する者から選出する。
- (2) 第 74 回国民体育大会の出場人馬は、第 46 回東北総合体育大会終了後に決定する。

10. 参加資格

- (1) 第 74 回国民体育大会実施要項総則 5-(1)参加資格-キ-(ア)の「都道府県大会に参加し、これを通過した者」とは、各競技の対象種別に該当する参加選手をいう。
- (2) 国体予選会としての参加選手は、第 74 回国民体育大会山形県予選会総則 7 の「参加資格及び選手の年齢基準等」及び第 74 回国民体育大会実施要項総則 5 並びに第 74 回国民体育大会馬術競技実施要項 6 の「参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準」による。
- (3) 国体予選会としての参加選手については、第 74 回国民体育大会馬術競技実施要項 6 の「参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準」(2)中、「ブロック大会の参加申し込みの時点で」を「本予選会申込み締め切り前日時点で」に読み替えるものとする。
- (4) 参加馬は、公益社団法人 日本馬術連盟の登録馬であること。馬匹は、参加都道府県を重複して出場することはできない。

11. 参加申込み方法

国体予選会として参加選手は、「予選会参加申込書」に、それ以外の参加選手は「一般参加申込書」に記入し、令和元年 5 月 24 日(金) まで必着するよう下記まで申し込むこと。

< 申込先 > 〒990-0068 山形市泉町 2-16
山形県馬術連盟 佐藤 敏 宛

12. 参加料等及び納入方法

(1) 大会参加料

(ア) 本大会に国体予選会として参加する選手は、次の大会参加料を申込みと同時に納入すること。一旦納入された大会参加料は、いかなる理由があろうと返却しない。

- ① 成 年 1,500 円 (オリンピック募金 250 円、スポーツ振興募金 100 円を含む)
- ② 少 年 1,000 円 (オリンピック募金 170 円、スポーツ振興募金 100 円を含む)

(イ) 種目エントリー料

- ① 成 年 1 種目当たり 4,000 円
- ② 少 年 1 種目当たり 3,000 円

(ウ) 乗馬登録料(馬房使用料を含む)

4,500 円/頭

(2) 納入方法

大会参加料の納入は、直接事務局に持参するか以下の方法によること。

- ① 現金書留の場合は、参加申込先に送付すること。
- ② 口座振込みの場合は、次の口座に送金のこと。

山形銀行 本店営業部 普通口座 3136302
山形県馬術連盟 高橋 昭一 宛

13. 運営規定

- (1) 本予選会は、宮城県馬術連盟の御配慮により宮城県予選会に併せて実施できるものであり、当県選手は予選対象種目以外の競技に参加することはできません。
- (2) 参加団体及び選手は、大会運営に協力し規律を守り、役員への指示に従うこと。指示に従わない場合は業務阻害行為とみなし、退場を命ずる場合があります。
- (3) 大会中の事故に対しては、応急の措置はするがその責は負わない。選手は、健康保険証もしくはこれに代わるものを持参すること。
- (4) 参加選手は、傷害保険に加入していること。
- (5) 障害飛越競技の際に、競技場及び練習場において騎乗する場合には、何人も固定式(3点以上)顎紐付き

乗馬用防護帽を必ず着用すること。

(6) 準備運動場で、障害を指定の方向の逆方向から飛越した場合は、失権とはせず、罰金処分として 5,000 円を徴収する。

(7) 参加馬の乗馬登録証及び健康手帳を必ず持参し、入厩すること。参加馬の防疫は仙台市海岸公園入厩規定に準ずるほか、「公益社団法人日本馬術連盟 検査・予防接種実施要領」により実施する。以下の防疫記録が健康手帳に記載されていること。これに合致しない馬匹の出場は認めない。

(ア) インフルエンザ予防接種

基礎免疫として初回接種後 21 日以上 2 か月以内(平成 20 年 3 月 31 日以前は 2 週間以上 2 か月以内)の間隔で 2 回目の接種を行い、それ以降 7 か月以内(平成 20 年 3 月 31 日以前は 1 年以内)に最初の補強接種を行い、それ以降は 1 年以内に継続的に(平成 20 年 3 月 31 日以前は毎年 1 回)補強

接

種を受けていること。競技場へ入厩する 6 か月+21 日以内に補強接種又は基礎接種(2 回目)を受けていなければならない。入厩する1週間以内のワクチン接種は接種歴として認められない。

(イ) 流行性脳炎(馬の日本脳炎)予防接種

平成 30 年 5 月 1 日以降に 2 週間以上 2 か月以内の間隔で2回接種していること。(本大会出場時には、少なくとも 2019 年度 1 回目の予防接種を実施していること)

(8) 参加馬の入退厩は以下の期日、時間を遵守すること。入厩の際は、乗馬登録証及び健康手帳を必ず持参すること。また、厩舎使用中は周辺清掃を行い、各団体で責任をもって清掃と整頓を行った後に退厩すること。

(ア) 入厩 令和元年 6 月 14 日(金) 16 時～18 時

令和元年 6 月 15 日(土) 6 時～8 時 30 分

令和元年 6 月 16 日(日) 6 時～8 時 30 分

(イ) 退厩 令和元年 6 月 15 日(土) 16 時～18 時

令和元年 6 月 16 日(日) 16 時～18 時

(9) 競技会場が定める遵守事項及び打合せ会における注意事項を守ること。喫煙は指定の場所で行い、場内においては火気厳禁とする。

(10) 馬場馬術競技の打合せ会を、令和元年 6 月 15 日(土)の第 1 競技開始 1 時間前から、障害飛越競技の打合せ会を令和元年 6 月 16 日(日)の第 7 競技開始 1 時間前に、いずれも審判棟 2 階で行うので、参加団体の代表者は必ず出席すること。

<参考>宮城県予選会競技種目

令和元年 6 月 15 日(土)	第 1 競技 JEF 馬場馬術競技 L1 課目 2013(2018 年更新版) 第 2 競技 JEF 馬場馬術課目 M1 課目 2013(2018 年更新版) 第 3 競技 FEI セントジョージ賞典馬場馬術課目 2009(2018 年更新版) 第 4 競技 ジュニアライダー個人競技馬場馬術課目 2009(2018 年更新版) 第 5 競技 JEF 馬場馬術競技 A2 課目 2013(2018 年更新版) 第 6 競技 JEF 馬場馬術競技 A3 課目 2013(2018 年更新版)
令和元年 6 月 16 日(日)	第 7 競技 小障害飛越競技 D(H60,W80、基準表 A -238-2.1、) 第 8 競技 小障害飛越競技 C(H80,W100、基準表 A -238-2.1、) 第 9 競技 小障害飛越競技 B(H90,W110、基準表 A -238-2.1、) 第 10 競技 小障害飛越競技 A(H100,W120、基準表 A -238-2.1、) 第 11 競技 中障害飛越競技 D(H110,W130、基準表 A -238-2.1、) 第 12 競技 スクーリング(地上横木通過、基準表 A -238-2.1) 第 13 競技 クロス障害飛越競技(H50、基準表 A -238-2.1)